令和８年３月
国　税　庁

「租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第 35 項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 12 号）」の概要

１　令和８年度税制改正に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の３第 35 項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件（令和５年国税庁告示第５号）の一部を改正するものである。

２　この告示は、令和９年１月１日から適用する。